

「つながろう和歌山！しょうがい学ぶ共生社会プロジェクト」実施委託要項

令和8年2月26日

1 趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等も踏まえ、共生社会の実現に向けて、学校卒業後も障害者が学び続けることができる生涯学習の取組や環境整備等を推進することは急務である。

平成31年3月の「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」では、目指す社会像として「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」が示され、地方公共団体における実施体制・連携体制の構築、幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進、民間団体等との連携した学びに関する環境整備などが求められている。

和歌山県においても、障害者の社会参加と活躍を一層推進するため、県を中心とした地域コンソーシアムを形成し、持続可能な生涯学習支援体制を構築する。さらに、市町村や民間団体等との連携による生涯学習プログラムを展開し、多様な学びの場を拡充する。あわせて、その成果を広く普及するため、共生社会コンファレンス等の取組を実施する。

2 委託事業の内容

学校卒業後の障害者の学びを拡充し、持続可能な学びの支援の実現に向け、和歌山県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）と地域コンソーシアムを形成し、共生社会コンファレンスを共同開催するとともに、以下の①から③のいずれかの取組を行う。なお、複数の取組を併せて実施することも可能とする。

- ① 関係機関等との連携による障害者の生涯学習プログラムの実施・展開
- ② 障害者の学びを支援する人材の育成に関する研修（合理的配慮を含む）の実施
- ③ 特別支援学校等における児童生徒の学習意欲の向上に資する取組の実施

3 事業の委託先

本事業を実施する市町村、民間団体（企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO法人のほか、実行委員会等の任意団体を含む。）に委託する。

※任意団体については、次の全ての要件を満たすこととする。

- I. 定款、寄付行為又は類する規約等を有すること
- II. 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- III. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

4 委託契約期間

本事業の委託契約期間は、契約締結日から当該年度の2月末日までとする。

5 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書等（別添1、別添2）に必要書類を添付し、県教育委員会に提出する。
- (2) 県教育委員会は、上記(1)により提出された事業実施計画等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、当該提出者に対して事業の委託を行う。

6 事業完了（廃止含む）の報告

委託先は、本事業が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託事業の成果報告書等（別添3、別添4）及び支出を証する書類の写しを、事業を完了若しくは廃止した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、県教育委員会に提出するものとする。

ただし、別添3の書類については、事業の実施状況等について評価又は確認を行うため、当該年度の2月10日までに提出するものとする。

7 委託費の額の確定

- (1) 県教育委員会は、上記6により提出された書類等について、審査及び必要に応じて現

地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。

- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

8 委託経費

- (1) 県教育委員会は、予定の範囲内において、事業の実施に必要な経費（人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃借料、保険料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 委託費は、上記7(1)による額の確定の通知の後、委託先の請求に基づき支出する。
- (3) 委託先においては、適切な監査を行い、委託費の適正な執行に努めること。
- (4) 委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、県教育委員会からの請求があったときは速やかに提出できるよう、領収書等の関係証拠書類とともに、事業を実施した翌年度から5年間整理保存することとする。
- (5) 県教育委員会は、委託先が本委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (6) 委託先は、本事業の計画を変更する場合、又は所要経費の費目間流用をする場合は、県教育委員会に計画変更承認申請書を提出した上で、その承認を受けることとする。ただし、当初契約額の20%以内の変更をする場合（当初契約額の20%を超える場合であっても、その金額が5万円以下の場合には5万円。）はこの限りではない。

9 再委託

本事業を第三者に委託することはできない。

10 その他

- (1) 県教育委員会は、委託先における本事業の実施が、当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 県教育委員会は、本事業実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 県教育委員会は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 事業の実施に関して生じた損害は、委託先の負担とする。ただし、委託先の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- (6) 委託先は、事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 委託先は、事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- (8) 本事業の実施に伴い発生した著作権については、原則として、県教育委員会に帰属させるものとする。（ただし、届け出があった場合はこの限りではない。）
なお、この規定に関わらず、県教育委員会が必要と認めたときは、委託先は無償で県教育委員会が本事業の成果物を使用することを許諾するものとする。
- (9) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。